

福祉乗り物利用券給付事業 運転免許証自主返納等支援事業

開始について

令和 7 年（2025 年）4 月
民生部保健福祉課

令和 7 年度から、公共交通の利用に伴う運賃への助成及び運転免許証を自主返納等した者に対する支援として、2 つの事業を開始します。

福祉乗り物利用券給付事業

1 事業の目的

自ら移動手段を持たない在宅の高齢者及び障害者の公共交通機関の利用に係る経済的負担の軽減を図るため。

2 対象者

市内に住所を有する在宅の者で、次のいずれかに該当する市民税非課税世帯の者。ただし、障害者・寝たきり老人等タクシー乗車券給付事業の受給者は除く。

- (1) 75 歳以上の者で、かつ、運転免許を有しない者
- (2) 障害者手帳を有する 18 歳以上の者で、かつ、運転免許を有しない者

3 給付内容

(1) 給付額

居住地区に応じ、年間 4,800 円以内、7,200 円以内又は 9,600 円以内の利用券を交付。利用券は 100 円、200 円及び 500 円を単位とするもの。

(2) 利用券の種類

次のいずれかから利用券を選択

- ア 乗り合いタクシー、菜の花バス及びコミュニティバス斑尾線
- イ 路線バス（長電バス株式会社が運行するもの）
- ウ タクシー

高齢者運転免許証自主返納等支援事業

1 事業の目的

高齢者の運転による交通事故の防止を図るため。

2 対象者

令和 7 年 4 月 1 日以降に運転免許証を自主返納又は失効した市内に住所を有する 65 歳以上の者

3 支援内容

補助金 10,000 円を交付（1 回限り）